

平成 24 年度 建設資材労働力需要実態調査(予備調査) —ご協力のお願い—

平素より、国土交通行政の推進に対しご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回、貴事業所に対して、この建設資材労働力需要実態調査の予備調査へのご協力を
お願いしたく調査票をお送りしました。

国土交通省では、今年度、平成 23 年度内に着工された建築工事を対象に、施工金額、
使用資材量、労働者数等を集計し、請負金額及び施工面積あたりの資材量、就業者数(金
額原単位、面積原単位)を算出することにより、主要建設資材の需要予測や建設労働需
給調査等に活用し、建設資材及び労働力の需給の安定化対策の推進を図ることを目的と
した「建設資材労働力需要実態調査」を行います。そこで、この調査に先立ち、平成 2
3 年度の建築工事の施工状況に関する予備調査を実施します。

お忙しい中、誠に恐縮ですが、本調査への回答のご協力をお願い申し上げます。

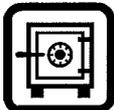
平成 24 年 7 月

国土交通省 土地・建設産業局

建設市場整備課 労働資材対策室

電話：03-5253-8111 (代) (内線 24864)

アンケートを回答する前にお読みください

	アンケートの締切と回収方法 <ul style="list-style-type: none">・ 回答期限は 8月10日(金) です。・ 同封の返信用封筒に調査票を入れて、ポストに投函(切手は不要)していただくか、下記 Web サイトから電子媒体(Ms-Excel)版を入手し、電子メールで返信をしてください。
	回答内容いただいた情報の保護について <ul style="list-style-type: none">・ 回答していただいた調査票は厳重に保管し、調査結果は全て統計的に処理されますので、回答された事業所が特定されるような形で公表することはありません。・ 回答結果につきましては、本調査以外の目的に使用することは一切ございません。
	調査に関するお問い合わせ先 <p>何か不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。</p> <p>〒390-0811 長野県松本市中央 2-3-17 知新堂ビル 3 階 A 特定非営利活動法人 SCOP (スコープ) 「平成 24 年度 建設資材労働力需要実態調査」事務局 (担当) 鈴木 牧野</p> <p>電 話：0263-36-9180 F A X：0263-36-9185 E-mail：mlitsurvey@npo-scop.jp Web サイト：http://npo-scop.jp/enq/mlitsur/index.htm</p>

平成24年度建設資材労働力需要実態調査

予備調査票 記入の手引き

1. 調査の趣旨

この調査は、建築着工の実態を把握するため工事件名や、工事を施工した事業所名、実際着工年月等を得ることを目的としています。調査票は秘匿扱いとし、個々の事業所に不利益を生じるようなことはありません。

2. 調査対象工事

- (1) 調査対象工事は、貴事業所において平成23年4月1日から平成24年3月31日までに着工された、**契約金額が500万円以上（消費税含む）の建築工事（新・増築）**となります。
なお、支店、営業所を持つ会社では、各都道府県の建設業協会の一員をもって一事業所とします。
- (2) 対象工事は、新築と増築工事で、**改築、改修工事は、この調査の対象としない**ください。
また、増改築工事については、増築部分と改築部分が面積、契約金額等で区分できる場合のみ、その増築部分について対象としてください。

	工事種別	説明
対 象	新 築	既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。
	増 築	既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。
対象外	改 築	建築物の全部又は一部を除却し、またこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる工事をいう。 従前のものと著しく異なるときは、新築又は増築とする。

- (3) 他の建設業者からの下請工事は、この調査の対象としないください。
- (4) ジョイントベンチャー（JV）工事は、共同企業者のうち代表者（スポンサー）がその工事のすべてを記入し、他の共同企業者は記入しないでください。
- (5) 自社の建物を建築するような場合で、自ら建築主となり、かつ請負者となって施工した建築工事も対象となります。

3. 記入にあたっての注意

- (1) 数字は、すべて算用数字（1，2，3……）を用いて、**各欄とも右づめ**で記入してください。
- (2) 記入していただく工事件数は25件までとさせていただきます。貴事業所の工事件数が多く25件で足りない場合には、用途、構造、延べ床面積等の施工条件ができるだけ異なる工事を選んで、記入してください。なお、調査票と同じ内容が記入されている資料がございましたら、その資料をコピーして提出いただいても結構です。
- (3) 電子媒体（Ms-Excel）でのご記入をご希望される場合は、下記のアドレスのサイトから調査票ファイルをダウンロードしてご回答いただくことができます。電子媒体でご回答される場合は、**情報保護のためパスワードの設定をお願いいたします**。設定方法はサイトをご参照ください。

調査票ダウンロード <http://npo-scop.jp/enq/mlitsur/index.htm>

4. 調査票の返送先及び提出期限

返信用封筒もしくは電子メールにて平成24年8月10日（金）までに返信をお願いします。

〔項目別説明〕

①施工場所

都道府県番号は、次のとおりとなります。

番号	都道府県								
1	北海道	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
2	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
3	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
4	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
5	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
6	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
7	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県
8	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
9	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		
10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県		

②建築主

建築主は、次の分類によります。

番号	建築主	説明
1	国	国及び政府関係機関（住宅金融公庫及び事業団等）
2	都道府県	都道府県及び関係機関（教育委員会、住宅供給公社等）
3	市区町村	市区町村及び関係機関（市区町村組合、教育委員会、住宅供給公社等）
4	会社	商法による会社（合名会社、合資会社及び株式会社）、有限会社法による会社及び特別法による会社（日本銀行、日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社等） [注] 会社の名称は前記の法律によるものでなければ使用することができないことになっている。
5	会社でない団体	会社でない法人（森林組合、水害予防組合等）及び法人でない団体（日本経営者団体連盟、学校後援会、防犯協会、その他法律によらない団体）
6	個人	個人及び個人事業主

③用 途

建築物用の用途とは、建築物が占用される目的をいい、大きく分類すると居住用（番号1～2）、居住産業併用（番号3）、産業用（番号4～18）に分類されます。

用途番号は、次のとおりとなります。

番号	用 途	説 明
1	居 住 専 用 住 宅	家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物をいう。 (住宅)
2	居 住 専 用 準 住 宅	一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。(寮、寄宿舎、合宿所)
3	居 住 産 業 併 用 建 築 物	産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の20%以上である建築物をいう。
4	農 林 水 産 業 用 建 築 物	水産養殖業用等を含む。農協用は除く。
5	鉱 業、 建 設 業 用 建 築 物	原油・天然ガス鉱業用を含む。建設コンサルタント業、測量業、設計監督業等は、「16. その他のサービス業用建築物」に該当。
6	製 造 業 用 建 築 物	食料、繊維、木材・木製品等、化学工業・石油製品等、鉄鋼・非鉄金属・金属製品、機械器具等製造業用等の製造業用の建築物。
7	電 気・ガ 斯・熱 供 給・ 水 道 業 用 建 築 物	発電所、変電所、電力会社、ガス製造工場、ガス供給所、公営企業ガス局、上水道業、工業用水道業、下水道業、熱供給業用等。
8	情 報 通 信 業 用 建 築 物	通信業（信書送達業を除く）、放送業、情報サービス業、インターネット付属サービス業、映像・音声・文字情報制作業、新聞・出版業用等。
9	運 輸 業 用 建 築 物	高速道路会社、JR、私鉄、バス会社、タクシー・ハイヤー会社、海運会社、航空会社、港湾荷役業、運送代理業、倉庫業、梱包業等
10	卸 売・小 売 業 用 建 築 物	百貨店、スーパー、代理商、仲立業、飲食料品、自動車・自動車販売業用及びガソリンスタンドを含む。
11	金 融・保 険 業 用 建 築 物	銀行、信用金庫、農林中央金庫、農協が金融事業を主体としている場合、住宅金融公庫、貸金業、投資業、建設事業信用保証会社、証券業、商品先物取引業、保険業、保険代理店用等。
12	不 動 産 業 用 建 築 物	仲介業、貸家・貸間業、駐車場業用を含む。
13	飲 食 店、宿 泊 業 用 建 築 物	食堂、レストラン、喫茶店、バー、キャバレー、酒場、下宿、旅館、ホテル、国民宿舎、山小屋用等。
14	医 療、福 祉 用 建 築 物	病院、療養所、診療所、保健所、検疫所、共済組合、社会福祉事務所、保育所、老人ホーム等。
15	教 育、学 習 支 援 業 用 建 築 物	学校、各種学校、幼稚園、職業訓練校、公民館、図書館、美術館、動物園、学習塾、フィットネスクラブ等。
16	そ の 他 の サ ー ビ ス 業 用 建 築 物	郵便局、協同組合〔金融事業をやっていない農協等〕、法律事務所、建設コンサルタント業、地盤調査業、興信所、各種研究所、洗濯業、理容業、旅行業、映画館、劇場、野球場、ボクシングジム、パチンコ店、麻雀荘、競馬場、ゴルフ場、公園内の建物、し尿処理所、ごみ焼却所、清掃事務所、自動車整備業、機械等修理業、リース業、広告業、商品検査業、警備業、商工会議所、日本経団連、労働組合、政党、神社、神宮、寺院、教会用等
17	公 務 用 建 築 物	国会、裁判所、内閣、中央官庁、地方官庁用等
18	他 に 分 類 さ れ な い 建 築 物	前掲のいずれにも分類されないもの。

④使 途

使途とは、建築物の直接的な使われ方をいいます。

使途は、次の分類によります。

なお、使途が2つ以上ある場合には、床面積の最も大きい使途の番号を記入してください。

番号	使 途	説 明
1	居住専用住宅	③用途「1」参照。
2	居住専用準住宅	③用途「2」参照。
3	居住産業併用	③用途「3」参照。
4	事 務 所	銀行本支店、信用金庫本支店等を含む。
5	店 舗	卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。
6	工場及び作業場	作業場とは、机上事務又はこれに類する事務でない作業を行う場所のうち工場でないものをいう。変電所、荷造り場、物品検査室、電子計算機操作室等を含む。
7	倉 庫	冷凍倉庫、冷蔵倉庫の類を含む。
8	学 校 の 校 舎	学校の校舎、体育館等をいう。各種学校、幼稚園等を含む。
9	病 院 ・ 診 療 所	療養所、保健所等を含む。
10	体 育 館	市民体育館等をいう。学校の体育館は「8. 学校の校舎」に該当。
11	ホ テ ル ・ 旅 館	国民宿舎、山小屋等を含む。
12	そ の 他	官公庁庁舎、消防署、郵便局、保育園、託児所、教会における会堂、コミュニティセンター、駅舎、電話局、車庫、格納庫、パチンコ店、映画館、養畜舎、動物園の動物舎等。

⑤構 造

番号	構 造	説 明
1	木 造 (W)	柱・梁等が木造のもの。一部鉄骨使用のもの、木質系プレハブ工法建物を 含む。
2	鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC)	柱・梁等が鉄骨鉄筋コンクリート造のもの。鉄骨プレキャストコンクリ ートの工業化工法（プレハブ工法）建物を含む。
3	鉄筋コンクリート造 (RC)	柱・梁等が鉄筋コンクリート造のもの、及び壁・床等がプレキャストコ ンクリートのもの（プレハブ工法）を含む。
4	鉄 骨 造 (S)	柱・梁・小屋組等が鉄骨造のもの。一部コンクリート等使用のもの、鉄 骨耐火被覆造、鉄骨造量産建物（鉄骨系プレハブ工法）等を含む。
5	コンクリートブロック造 (CB)	補強コンクリートブロック構造のもの。一部鉄筋コンクリート使用のも のを含む。
6	そ の 他	石造、れんが造、無筋コンクリートブロック造等の組積造、その他、他 の分類に該当しない構造のもの。

(注) 一つの建築物で番号1～5の区分の2種類以上を使用した構造の場合は次によってください。

1) 柱と大梁の骨組によって区分してください。

例：2階建て工場の場合で、1階の柱及び1階の梁は軽量鉄骨を使用し、2階部分の柱の一部に軽量鉄骨を使用しているが、小屋組が木造である場合は、構造の主体部分である柱や梁のほとんどが軽量鉄骨であるので、「4. 鉄骨造」としてください。

2) 柱と大梁が同一の構造でないものは、構造に最も大きな金額を占める種類としてください。

例：木造を主体に設計され、一部鉄骨を使用しているものは、「1. 木造」としてください。

